



令和4年10月 産後パパ育休スタート！ ～育児休業制度が変わります～

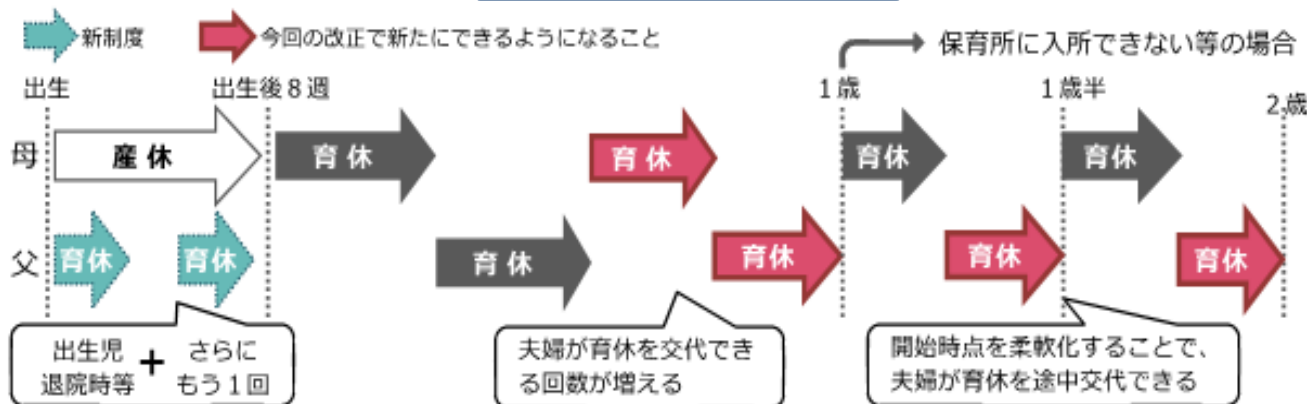
産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（➡）

子の出生後8週間以内に4週間（28日間）まで、2回に分割して取得可能となります。
労使協定を締結することにより、労使の合意の範囲で休業中に就業することもできます。

育児休業制度の変更（改正後の内容）（➡）

1歳までの育児休業について、2回まで分割して取得可能となります。
保育所に入所できないなど特別な事情がある場合の育児休業の延長について、休業開始日が柔軟化され、夫婦が途中で交代して育児休業を取得できるようになります。

育児休業取得のイメージ図



育児・介護休業法の改正に伴い 令和4年10月から育児休業給付が変わります

1. 産後パパ育休を取得した場合に、出生時育児休業給付金が受けられます。
2. 1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで、育児休業給付金を受けられるようになります。

育児休業給付制度の詳細は最寄りのハローワークへお尋ねください。

令和4年10月から 育児休業等期間中における社会保険料の免除要件が改正されます

1. 月額保険料は、育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業期間中である場合に加え、同月中に14日以上育児休業等を取得した場合も免除されます。
2. 賞与保険料は、育児休業等を1月超（暦日計算）取得した場合のみ免除されます。

社会保険料の免除の詳細については、年金事務所、健康保険組合などへお尋ねください。

愛媛労働局 雇用環境・均等室 〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階
電話 089(935)5222

育児・介護休業法に関する詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>